

公益財団法人向日市スポーツ文化協会表彰規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人向日市スポーツ文化協会（以下「協会」という。）が行う個人又は団体に対する表彰に関する事項について定める。

(目的)

第 2 条 協会は、本協会の発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。

(対象者)

第 3 条 表彰の対象者(以下、対象の個人・団体を「者」という。)は、次の各号のとおりとする。

- (1) 協会が選考し出場したスポーツ大会等において優秀な成績を挙げた者
- (2) 協会が主催等をする展示会等で長年にわたり出品するなど文化の発展に寄与した者
- (3) 定款に定める協会役員を 8 年以上務め、協会運営に尽力した者
- (4) 基本規程第 3 条に定める登録団体等の長を長年務め、スポーツ・文化の推進に寄与し協会発展に貢献したと認める者
- (5) その他協会の発展に多大な貢献をしたと認める者

(表彰者の推薦)

第 4 条 基本規程第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号に定める団体は、前条の趣旨に該当する者を別に定める「推薦書」により理事長に推薦できるものとする。

(表彰者の決定)

第 5 条 表彰者は、理事長が委員長となり、理事をもって構成する「表彰審査委員会」を設け、候補者の審査を行い、表彰者を決定する。

(表彰)

第 6 条 表彰は、スポーツ情報交換会等において、表彰状を授与してこれを行う。

2 表彰者に対し、記念品等を加授することができる。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行う。

附 則 (令和 4 年 3 月 2 9 日規程第 5 号)

(施行期日)

この規程は、理事会の議決があった日から施行する。